

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 1 回臨時
3 月 24 日（火）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 3 月 24 日に教育委員会第 1 回臨時会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 27 年 3 月 24 日 (火) | 開会 | 9 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 15 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋 谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 村 田 雄 一 | 教育総務課主査 | |
| | | 長 井 利 樹 | 高校教育課参事 | |

4 その他

(1) 第74号・第75号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会臨時会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本臨時会の報告事項の取扱いについて諮る。
第75議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第75号議案を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

【報告】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、私から報告がある。

総務委員会より3月18日に参考人として召喚を受け、その際に今回の教育長人事案件に関わる申入れの経緯を説明した。私としては公開案件を希望したが、様々な方のプライバシーがあるため、半分非公開という形で秘密会ということになった。前半は経緯説明であり、後半はプライバシーを保護するために非公開の秘密会となったため詳しい報告はここではできないが、私としては、真摯に静岡県教育のためになればと思い、一生懸命答えたつもりである。

今回の件に関して、県議会で再審議が行われたということは、昨日の日経新聞の記事にもあったように「地方議会の形骸化」と言われている中で、これは本当に歴史的なことで、大きな決断だったと思う。二代表制の中で、県民がチェックをするという機能が果たされたのではないかと考えている。そうした透明性のある、そしてしっかりした県民への説明責任のある中で審議が行われ、3月27日に最終決定が行われると思うが、私どもはどんな結果であれ、教育委員会として機能を果たし、皆様と静岡県民にとって良い教育行政ができるように、知事とも力を携えて、一生懸命4月からもがんばっていきたいと思っている。以上である。

第74号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議書の修正に係る協議

委 員 長： 議案書1頁「第74号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議書の修正に係る協議」について、池田教育総務課長

より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 今回提案された内容には異存はないが、1点確認させていただきたい。地方自治法第180条の2による例外であるが、「地方公共団体の組織及び運営の効率化、行政効率向上のため、教育委員会又は職員への知事の権限の一部を委任し、又は職員をして事務を補助して執行させることができる」となっているが、委任の内容は教育委員会には存在しないと理解してよいか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 知事部局においては、知事の権限に属するもので委任されている事項があるのか。

教育総務課長： 本県ではないが、他県では委任という形をとっているところもあると聞いている。委任の例として、契約事務が知事の名前で結ばれているので、今回もし委任することとなれば教育長の名前で契約を結ぶということである。

興 委 員： それは地教行法上の、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任することと同等なのか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 静岡県においてはそのような委任はないということか。

教育総務課長： 部局に対してはないが、各学校に対しては校長名で契約ができるとしており、学校に対しては委任という形をとっている。

興 委 員： 学校に対しては誰が委任するのか。

教育総務課長： 知事である。

興 委 員： 知事が直接、学校に対して委任しているのか。

教育総務課主査： 知事が教育委員会に対して委任し、教育委員会が教育長を通じて学校長へ委任している。

興 委 員： それでは教育委員会に委任事項はあるということか。

教育総務課長： 部局レベルではないが、一部あるということである。

興 委 員： 知事の権限が、教育委員会との協議を整えて委任されるということか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： では、あるということか。

教育総務課長： 形態としてはあるということである。

興 委 員： 了解した。

委員 長： 私から質問する。今回の県議会の一連の騒動があつて、これから不測の事態が考えられるとしてこの議案が出されたのか。

教育総務課長： 本議案は今回の教育人事とは関係のないことであり、あくまで地教行法の改正に伴うものである。

委員 長： そうであれば、今回の臨時会で緊急的に提案されているが、前回の定例会で漏れてしまい、審議できなかつたものと捉えればよいのか。

教育総務課長： 前回の定例会に漏れたのではなく、知事部局からの協議が今日にな

って整ったものである。次回4月2日の定例会の審議でも可能であると考えていたが、できれば4月1日に間に合ったほうが良いと思い、今回の臨時会で提案するものである。

委員長： 了解した。

なお、この議案は、これからは教育次長が今の教育長と同様の存在になるので、協議書の修正が必要となるという理解でよいか。

教育総務課長： 決裁権限が教育次長になる。

興委員： 今の委員長の確認事項への回答は、教育長の権限がないということではなく、「教育長が特別職となるため、そもそも補助執行できる立場ではなくなる。そのため、除外となって代わりに教育次長が担う」としたほうが良いと思うが、いかがか。

教育総務課主査： そうである。

興委員： 静岡県教育委員会が関わっている教育機関等では、全て知事の補助執行事務で建物の管理等が行われている。それは4月1日から及ぶことになるので、その意味では、このタイミングの修正でないと遡及適用することになってしまう。

教育総務課長： 契約自体は知事名で行うので、有効であると考えられる。

斉藤委員： 知事の権限の一部としてここに挙げられた7項目の権限の一部を補助執行できるのは、4月からは教育長ではなく教育次長となる。そのことを明記するということがよいか。

教育総務課長： 厳密には「教育次長をはじめとする事務局職員」ということになる。決裁規定があり、金額や重要度によって、これまでも教育次長が決裁することもあった。今回、その一番上の立場の者が教育次長になるということである。

斉藤委員： 了解した。

委員長： 2頁に挙げられた項目の「キ静岡県を当事者とする訴訟、調停その他の争訟のうち、教育委員会の所掌事務に係るもの」は、「平成26年6月18日及び8月21日付け」となっていて、更新が最近のことだが、このときに改正されたということか。

教育総務課長： これは、現在、争訟中の案件2件分である。

委員長： 了解した。
他に意見はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第74号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 第3回自立支援協議会学齢部会報告

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 第3回自立支援協議会学齢部会報告」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 学齢部会の位置づけとして、このような外部の方々から御意見をいただいて、具体的な施策として静岡県が担っていこうとする趣があるとしたら、「5その他」の中に第1回と第2回のそれぞれの目的がまとめられていて「意見を伺う」となっている。その意見から、何を具体化すべきで、県の教育行政にどのように活かしていくかということが、学齢部会の報告として教育委員会に上げていくべきことであると思う。しかし、そのことがこの報告では見えてこない。

次に、特別支援教育推進会議が「オール教育委員会」として多くの課長クラスを揃えて、具体的な施策の決定をするということであり、それをさらに掘り下げるために担当者会が設けられるという組織図は非常に良い。しかし、開催のタイミングがおかしい。静岡県自立支援協議会が9月16日、11月28日、2月23日に行われ、その結果をどのように推進会議が受け止めたのか、また推進会議の意見をどのように支援協議会に上げたのかという手順が見えない。本来であれば、支援協議会で具体的な意見が出れば、それを推進会議で受け止めて戦略を練ろうということになる。そうであれば、例えば2月23日の後に推進会議を開く必要がある。他にも9月2日や1月28日の推進会議の開催と協議会とのリンクも見えず、勝手にやっているだけのよう感じられる。加えて、担当者会と推進会議の関係も、どのようにリンクさせているのかが見えない。「その中から具体的にどうしようという意見が出てきて、そのために3回の協議会を開いた。そしてその成果がこうで、これからこうします」と説明してくれれば、納得して受け止めることができる。

さらに、知事部局との連携も必要であるが、今日の報告が何の報告なのかが理解できない。報告するのであれば、積極的に行政の意義などポイントを掴んで説明して、「教育委員にもこのような点で、政策としても担っていただきたい」と言ってもらえれば、「応援しよう」とか「もっと積極的に」と言える。

委員 長： 具体的な意見が出てきたが、教員採用試験や管理職登用の仕方とか、具体的なところが見えてこない。もっと可視化できることが重要だと思う。また、総合教育会議のテーマになるようなヒントがあれば、教えていただきたい。

特別支援教育課長： 会議の順番等は例年の流れであり、具体的には、予算編成に反映させることを考えて各会議の中で議論がなされて、今は平成27年度の予算に反映していくという状況である。年度を越えた議論もされているので、現時点では次年度につなげる議論をしている。次回改めて、詳細について整理して報告する。

興 委 員： 個別の内容であるが、委員の意見の4番目に「特別な支援の必要な幼児・児童・生徒の保護者が果たすべき役割や地域の役割について、学

校は今まで以上に、発信をしていくべきである」とある。このような活動をしていて、それでは足りないので「今まで以上に、発信をしていくべき」ということか。すでに保護者はいろいろな意味で努力されて、疲弊状態に近いと思う。そのようなことを、どのようにして学校が発信していくのかは書いていない。この点について説明してほしい。

特別支援教育課長： 保護者が努力されている現状は事実である。しかしながら、学校教育だけで子どもの成長を支えていくことは困難であるので、保護者とともに子どもを育てていくということをもっと啓発する必要があるという意見である。

教 育 監： 推進会議の内容や具体的な提言、提案、事業立て等を分かりやすく整理したい。

また、まだ固まっていない段階であるが、保護者の果たす役割の中では就学前の子どもたちとの関係について、また教員採用や研修について教員養成課程の中で学生に意識させてこちらが求める人材として形を整えていくことなども重要だと思っている。それらについて、各課と連携とりながら、展開が見えるような形で進めていく。

興 委 員： 了解した。

委 員 長： 「特別支援」と言うと特別支援教育課だけが担当しているような印象であるが、各課とも連携して「オール静岡県教育委員会」という形でさらにパワーアップして来年も推進してほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第75号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第1回教育委員会臨時会を閉会とする。